

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は昭和 30 年の 12 万 3,158 人をピークに減少に転じ、平成 12 年には 10 万人を割り込み、平成 27 年には約 8 万 3 千人まで減少している。平成 27 年以降も減少傾向で推移しており、また、急速な高齢化の進行から老年（65 歳以上）人口比率は上昇している。なお、老年人口数は平成 32 年まで増加し、以降はゆるやかに下降する見込みである。

産業構造については、産業大分類別に見ると、事業所数では、卸売業・小売業の 1,208 件（構成比 26.2%）が突出しており、全体の 1/4 以上を占める。以降は生活関連サービス業・娯楽業の 599 件（13.0%）、建設業の 540 件（11.7%）、宿泊業・飲食サービス業の 506 件（11.0%）が僅差で並び、やや離れて製造業の 359 件（7.8%）が続く。一方、従業者数では、卸売業・小売業の 7,427 人（20.0%）、医療・福祉の 5,934 人（16.0%）、製造業の 5,308 人（14.3%）、建設業の 4,142 人（11.2%）の順となっている（平成 26 年工業統計）。

従業者数が比較的多い卸売業・小売業、建設業、製造業においては、同年次の比較でそれぞれ 1,158 人、770 人、111 人の減少を見ており、全体の減少数 3,055 人との比較において、市経済に重大な影響を及ぼしているものと推察される。

中小企業者については、市内企業の大部分が中小企業であり本市の全産業における労働生産性（企業単位）を比較してみると労働生産性が低く、全国平均はもとより、県平均も押し下げている（大仙市：2,503 円、全国平均：4,573 円、秋田県平均：2,933 円）（平成 24 年経済センサスー活動調査）。

また、本市を管轄するハローワーク大曲管内の平成 30 年 3 月の有効求人倍率は 1.20 倍（大曲所）であり、近年は高水準で推移しているが、背景として生産年齢人口の減少と求人の増加が長く続いている。

人口減少や少子高齢化が進んでいる本市においては今後も人手不足の継続が懸念され、市内企業が今後も売上を維持・増加させていくためには先端設備等の導入による人手不足の解消と労働生産性の向上が必要になる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内企業の積極的な設備投資により労働生産性が向上し、もって本市の産業が継続的に発展することを目指す。

これを実現するため、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関す

る基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売業・小売業、建設業、製造業等多岐にわたり、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているが、多くの市内企業において人手不足が発生しており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画においては、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべての設備を対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、市内全域に産業が立地しており、広く市内企業の生産性向上を実現する観点から大仙市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業・小売業、建設業、製造業等多岐にわたり、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているが、多くの市内企業において人手不足が発生しており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、生産設備の更新、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等多様である。したがって、広く市内企業の生産性向上を実現する観点から、本計画においては労働生産性の3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定のため、人員削減を目的とした取組については先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展のため、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められる者や市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。